競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第２項に規定する経営事項審査の審査基準が平成26年国土交通省告示第1055号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、平成27・28年度を有効期間とする首都高速道路株式会社発注の建設工事に係る競争参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することができることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示します。

平成 27 年４月 23 日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　菅原　秀夫

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

１　競争参加資格の再認定の申請ができる者

改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく平成27・28年度の競争参加資格の認定（以下「旧基準による認定」という。）を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。

［注］事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合にあっては、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けていること。

２　再認定の受付時期及び場所

平成27年４月23日から平成27年９月30日までの間に、次に掲げる提出場所において申請を受け付けます。

〒100―8930 東京都千代田区霞が関１－４－１（日土地ビル８階）　首都高速道路株式会社財務部契約課（電話03―3539―9315）

３　再認定の申請の方法

⑴　申請書等の入手方法　次に掲げる当社ホームページの「入札契約情報」の「競争参加資格」から申請書及び申請書類作成の手引きをダウンロードしてください。

http://www.shutoko.co.jp/business/qualify/

⑵　申請書等の提出方法　申請者は、持参又は郵送により次に掲げる申請書及び添付書類を提出するものとします。ただし、再認定の申請に係る経営事項審査の審査基準日が、旧基準による認定に係る経営事項審査の審査基準日と同一である場合においては、②の提出は要しないものとします。

①　競争参加資格審査申請書（建設工事）（様式第１）

②　完成工事高（様式第２）

③　業態調書（様式第３）

④　総合評定値通知書の写し（改正告示による改正後の審査基準に基づく経営事項審査のものでかつ、経営事項審査の告示第一の四の１㈠に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限ります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

⑤　共同企業体調書（様式第５）（特例計算を希望する事業協同組合が申請をする場合）

４　競争参加資格の再認定

次に掲げる客観的事項の項目について審査を行い、主観的事項の項目と併せ総合点数を算出し、希望工事種別ごとに、高点順に配列し、等級を定めた工事種別については等級を付して、再認定を行います。

客観的事項

①　資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の希望工事種別ごとの年間平均完成工事高

②　建設業に従事する職員のうち希望工事種別ごとの技術職員の数（ただし、１人の職員に技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとします。）

③　希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高

④　経営規模、経営状況、社会性等

５　再認定の結果の通知

３⑴に掲げる当社のホームページに「有資格業者名簿」を掲載することにより通知に代えるものとし、競争参加資格認定通知書は発行しません。

６　再認定を受けた競争参加資格の有効期間

再認定の日から平成29年３月31日までとします。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 27 年４月 23 日

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長

山本　靖彦

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　13

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　導入計画物品及び数量

労働保険適用徴収システムに係るハードウェア・ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（拠点機器その３）

２　意見の提出方法

⑴　意見の提出期限　平成27年５月14日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提出先　〒177―0044 東京都練馬区上石神井４－８－４　厚生労働省労働基準局労働保険徴収課労働保険徴収業務室　塩田　恵次　電話03―3920―3311（内線407）

３　仕様書案の交付

⑴　交付期間　平成27年４月23日から平成27年５月14日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 71, 27

⑵　Nature and quantity of the services to be required : Lease and maintenance of hardware and software for the Labour Insurance Application and Contributions Levy System (for Branch offices 3rd), 1 set

⑶　Time-limit for the submission of comments : 5 : 00 PM, 14, 5, 2015

⑷　Contact point for the notice : Tsuyoshi Koyama, Labour Insurance Contributions Levy Operation Office, Labour Insurance Contributions Levy Division, Labour Standards Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare, 4―8―4 Kamishakujii Nerima-ku, Tokyo 177―0044 Japan, TEL 03―3920―3311 ext. 407

随意契約

随意契約に関する公示

次のとおり随意契約について公示します。

平成 27 年４月 23 日

支出負担行為担当官

外務省大臣官房会計課長　本清　耕造

◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13

○第 70 号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量　業務系共通プラットフォームの更改等に係るコンサルティング業務一式

２　随意契約の予定日　平成27年５月13日

３　随意契約によることとする「政府調達に関する協定」の規定上の理由　ｂ「技術的理由による競争の不存在」

４　随意契約を予定している相手方の名称

アクセンチュア㈱

５　担当部局　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省大臣官房情報通信課　新井　信之　電話03―3580―3311　内線4767